

町田市授産センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 (2 0 1 6 年) 1 1 月 3 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市授産センター条例の一部を改正する条例

町田市授産センター条例（昭和56年3月町田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第3条第1項中「第5条第14項」を「第5条第7項に規定する生活介護及び同条第14項」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

町田市授産センター条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(施設)</p> <p>第2条 センターは、次に掲げる施設をもって構成する。</p> <p>(1) 町田市美術工芸館 <u>法第5条第7項に規定する生活介護及び同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業所</u>(以下「美術工芸館」という。)</p> <p>(2) 略</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 美術工芸館は、<u>法第5条第7項に規定する生活介護及び同条第14項に規定する就労継続支援に関する事業</u>を行う。</p> <p>2 略</p>	<p>(施設)</p> <p>第2条 センターは、次に掲げる施設をもって構成する。</p> <p>(1) 町田市美術工芸館 <u>法第5条第14項に規定する就労継続支援を行う事業所</u>(以下「美術工芸館」という。)</p> <p>(2) 略</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 美術工芸館は、<u>法第5条第14項に規定する就労継続支援に関する事業</u>を行う。</p> <p>2 略</p>